【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第七十三条　削除

（改正前）

第七十三条　大蔵大臣は、証券業協会が証券業者に対し協会員として加入することを拒否し、又は協会員に対し除名その他の制裁を加えた場合においては、その職権により又は当該証券業者若しくは当該協会員の申請により、当該処分を審査することができる。

②　前項の規定による申請は、当該処分があつた日から六十日以内において、これをしなければならない。但し、大蔵省令で六十日を超える期間を定めた場合においては、その期間内において、これをなすことができる。

③　大蔵大臣は、第一項の規定による審査をする場合においては、一切の関係事項を考慮して審問を行つた後、理由を示し同項の規定による処分を承認し、又はその変更若しくは取消を命じなければならない。

④　大蔵大臣は、第一項の規定による審査を開始したときは、その旨を当該証券業協会に通知しなければならない。

⑤　前項の規定による通知があつたときは、第三項の規定による処分がある日まで証券業協会の第一項の規定による処分の効力は停止せられるものとする。

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第七十三条　大蔵大臣は、証券業協会が証券業者に対し協会員として加入することを拒否し、又は協会員に対し除名その他の制裁を加えた場合においては、その職権により又は当該証券業者若しくは当該協会員の申請により、当該処分を審査することができる。

②　前項の規定による申請は、当該処分があつた日から六十日以内において、これをしなければならない。但し、大蔵省令で六十日を超える期間を定めた場合においては、その期間内において、これをなすことができる。

③　大蔵大臣は、第一項の規定による審査をする場合においては、一切の関係事項を考慮して審問を行つた後、理由を示し同項の規定による処分を承認し、又はその変更若しくは取消を命じなければならない。

④　大蔵大臣は、第一項の規定による審査を開始したときは、その旨を当該証券業協会に通知しなければならない。

⑤　前項の規定による通知があつたときは、第三項の規定による処分がある日まで証券業協会の第一項の規定による処分の効力は停止せられるものとする。

（改正前）

第七十三条　証券取引委員会は、証券業協会が証券業者に対し協会員として加入することを拒否し、又は協会員に対し除名その他の制裁を加えた場合においては、その職権により又は当該証券業者若しくは当該協会員の申請により、当該処分を審査することができる。

②　前項の規定による申請は、当該処分があつた日から六十日以内において、これをしなければならない。但し、証券取引委員会規則で六十日を超える期間を定めた場合においては、その期間内において、これをなすことができる。

③　証券取引委員会は、第一項の規定による審査をする場合においては、一切の関係事項を考慮して審問を行つた後、理由を示し同項の規定による処分を承認し、又はその変更若しくは取消を命じなければならない。

④　証券取引委員会は、第一項の規定による審査を開始したときは、その旨を当該証券業協会に通知しなければならない。

⑤　前項の規定による通知があつたときは、第三項の規定による処分がある日まで証券業協会の第一項の規定による処分の効力は停止せられるものとする。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第七十三条　証券取引委員会は、証券業協会が証券業者に対し協会員として加入することを拒否し、又は協会員に対し除名その他の制裁を加えた場合においては、その職権により又は当該証券業者若しくは当該協会員の申請により、当該処分を審査することができる。

②　前項の規定による申請は、当該処分があつた日から六十日以内において、これをしなければならない。但し、証券取引委員会規則で六十日を超える期間を定めた場合においては、その期間内において、これをなすことができる。

③　証券取引委員会は、第一項の規定による審査をする場合においては、一切の関係事項を考慮して審問を行つた後、理由を示し同項の規定による処分を承認し、又はその変更若しくは取消を命じなければならない。

④　証券取引委員会は、第一項の規定による審査を開始したときは、その旨を当該証券業協会に通知しなければならない。

⑤　前項の規定による通知があつたときは、第三項の規定による処分がある日まで証券業協会の第一項の規定による処分の効力は停止せられるものとする。